

「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」の一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新

旧

別紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業
- (2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業
- (5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業

別紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月1日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の2に定める次の事業とする。

- (1) 都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (3) 都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (4) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業
- (5) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業

て」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3の(5)以外の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)

(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(5)の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、●千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める

プログラム策定等事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3の(5)以外の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)

(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(5)の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める

期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業
市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめるうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 上記(1)以外の事業
別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に依り、毎年度別に定める日までに行うものとする。

期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業
市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめるうえ、毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 上記(1)以外の事業
別紙様式第3による申請書を毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に依り、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(5の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,736,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 8,037,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 9,337,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</p> <p>ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 3,911,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 4,324,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,082,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり 6,736,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり 3,359,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,084,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

新

旧

母子家庭等日常生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 事務費分

1か所当たり 1,204,000円

2 派遣手当分

(1)子育て支援

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)

なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合

740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合

740円×延活動単位数×3

イ 講習会会場等

1,110円×延活動単位数

ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。

(ア)児童1人の場合

920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

920円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

920円×延活動単位数×2.5

母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合

2/3

母子家庭等日常生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 事務費分

1か所当たり 1,204,000円

2 派遣手当分

(1)子育て支援

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)

なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合

740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合

740円×延活動単位数×3

イ 講習会会場等

1,110円×延活動単位数

ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。

(ア)児童1人の場合

920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

920円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

920円×延活動単位数×2.5

母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合

2/3

新

旧

<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>
--	--

新

旧

ひとり親家庭生活支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会事業 162,000円×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>4 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円</p>	ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/2	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	ひとり親家庭生活支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 生活支援講習会 198,000円×講座開催回数</p> <p>2 健康支援事業 1か所当たり 934,000円</p> <p>3 土日・夜間電話相談事業 1か所当たり 2,612,000円</p> <p>4 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円</p>	ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/2	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3
母子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)</p>	母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4		母子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下) なお、教育訓練開始日が平成19年9月以前の場合 教育訓練経費の40%相当額 (8,001円以上200,000円以下)</p>	母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4	

2 高等技能訓練促進費等事業
 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)

ア 平成19年度以前に修業を開始した者
 141,000円×支給延月数

イ 平成20年度以後に修業を開始した者

(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者
 141,000円×支給延月数

(イ) 市町村民税課税世帯に属する者
 70,500円×支給延月数

(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)

ア 市町村民税非課税世帯に属する者
 50,000円×支給件数

イ ア以外の者
 25,000円×支給件数

母子自立支援プログラム策定等事業

次により算出した額の合計額

1 母子自立支援プログラム策定事業
 1プログラム当たり 20,000円

2 就職準備支援コース事業
 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)

母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費

10/10

2 高等技能訓練促進費等事業
 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)

ア 平成21年5月以前の月分に係る支給

(ア) 平成19年度以前に修業を開始した者
 103,000円×支給延月数

(イ) 平成20年度以後に修業を開始した者

a 市町村民税非課税世帯に属する者
 103,000円×支給延月数

b 市町村民税課税世帯に属する者
 51,500円×支給延月数

イ 平成21年6月以後の月分に係る支給

(ア) 平成19年度以前に修業を開始した者
 141,000円×支給延月数

(イ) 平成20年度以後に修業を開始した者

a 市町村民税非課税世帯に属する者
 141,000円×支給延月数

b 市町村民税課税世帯に属する者
 70,500円×支給延月数

(2) 入学支援修了一時金(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)

ア 市町村民税非課税世帯に属する者
 50,000円×支給件数

イ ア以外の者
 25,000円×支給件数

母子自立支援プログラム策定等事業

次により算出した額の合計額

1 母子自立支援プログラム策定事業
 1プログラム当たり 20,000円

2 就職準備支援コース事業
 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)

母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費

10/10

別紙様式第1

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

旧

別紙様式第1

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

新

新	旧
<p>別紙様式第2</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p style="padding-left: 40px;">母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業）</p> <p style="padding-left: 80px;">金 円</p> <p style="padding-left: 40px;">母子家庭自立支援給付金事業 金 円</p> <p style="padding-left: 40px;">母子自立支援プログラム策定等事業 金 円</p> <p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）</p> <p>3 <u>母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）</u></p> <p>（添付書類）</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p>	<p>別紙様式第2</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p style="padding-left: 40px;">母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業）</p> <p style="padding-left: 80px;">金 円</p> <p style="padding-left: 40px;">母子家庭自立支援給付金事業 金 円</p> <p style="padding-left: 40px;">母子自立支援プログラム策定等事業 金 円</p> <p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）</p> <p>3 <u>母子家庭等対策総合支援事業計画書（平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第4による事業計画書）</u></p> <p>（添付書類）</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p>

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金 その他の収入予定額		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	遡定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			A	B						
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2
	母子家庭自立支援給付金事業									3/4
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10
合 計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金 その他の収入予定額		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	遡定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			A	B						
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2
	母子家庭自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業									3/4
	母子家庭自立支援給付金事業 高等技能訓練促進費等事業									3/4
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10
合 計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新

新

旧

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

○事業内容

1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業	
₁ 保育費専門相談員の配置	

※地域の実情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。
 ※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1自治体当たり2,000,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	
合計額	円	合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

新

旧

(別表2-②)

(2) 母子家庭自立支援給付金事業

○事業内容

事業名	支給件数等	
1. 自立支援教育訓練給付金事業	支給件数	
2. 高等技能訓練促進費等事業		
(1) 高等技能訓練促進費	支給件数(案件数)	支給延件数(延月数)
(2) 入学支援除了一時金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進費等事業		2. 高等技能訓練促進費等事業	
(1) 高等技能訓練促進費		(1) 高等技能訓練促進費	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×(支給延月数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×(支給延月数)
(2) 入学支援除了一時金		(2) 入学支援除了一時金	(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

新

旧

(別表2-③)

(3)母子自立支援プログラム策定等事業

○事業内容

事業名	支給件数等
1. 母子自立支援プログラム策定	プログラム策定件数 性
うち面接2回以上のもの	性
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
2. 就職準備支援コース事業	支援実人員 △
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 母子自立支援プログラム策定等事業		1. 母子自立支援プログラム策定等事業	20,000円×(プログラム策定件数)
2. 就職準備支援コース事業		2. 就職準備支援コース事業	30,000円×(支援延月数) ※1人につき3月上限
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費支出額については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

新	旧
<p>別紙様式第 3 番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1） 3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表2） 4 <u>母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3）</u></p> <p>（添付書類） （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。） （2） その他参考となる資料</p>	<p>別紙様式第 3 番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1） 3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表2） 4 <u>母子家庭等対策総合支援事業計画書（平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第4による事業計画書）</u></p> <p>（添付書類） （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。） （2） その他参考となる資料</p>

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額		差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	差定額	費用負担基準による徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
			A	B								C
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等対策・自立支援事業 (母子家庭等対策・自立支援センター事業)										1/2	
	母子家庭等日常生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									※1	※2
		市町村分										1/2
	ひとり親家庭生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									※3	※4
		市町村分										3/4
	母子家庭自立支援給付金事業											10/10
母子自立支援プログラム策定等事業												
合 計												

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)について以下2~7に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の間接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める算定額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、平成15年6月18日雇児福祉第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長官庁等・児童家庭局長官庁等・児童家庭局長官庁等長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2のD及びEの「※1~※4」の金額を記入すること。

旧

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額		差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	差定額	費用負担基準による徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
			A	B								C
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等対策・自立支援事業 (母子家庭等対策・自立支援センター事業)										1/2	
	母子家庭等日常生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									※1	※2
		市町村分										1/2
	ひとり親家庭生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									※3	※4
		市町村分										3/4
	母子家庭自立支援給付金事業											3/4
母子自立支援プログラム策定等事業											10/10	
合 計												

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)について以下2~7に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の間接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める算定額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、平成15年6月18日雇児福祉第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長官庁等・児童家庭局長官庁等長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2のD及びEの「※1~※4」の金額を記入すること。

新

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	比率等費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	差引額	費用負担基準による徴収予定額	差引額(F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児補発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	比率等費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	差引額	費用負担基準による徴収予定額	差引額(F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児補発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
	A	B								
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
	A	B								
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新